



あなたは一人じゃない

配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか？

配偶者や交際相手（以下「配偶者等」という。）からの暴力は、家庭などプライベートな状況の中で生じるため、外部からの発見が難しく、徐々に暴力がエスカレートするなど被害が深刻になる傾向があります。

このため、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』（以下「配偶者暴力防止法」という。）の制定により、配偶者等からの暴力（※別表）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることが明確にされ、行政や関係機関等が連携して、相談、保護、自立支援など被害を受けた人への支援が図られています。

暴力の背景

配偶者暴力防止法では、支援対象者を女性に限定していませんが、配

偶者等から暴力を受けているのは多くの場合「女性」です。暴力の背景としては、「男は仕事」「女は家事・育児」といった固定的な性別役割分担や、「男が主、女は従」という力関係などの根深く残る女性差別意識が大きく関係しています。

この意識が婚姻や恋愛関係にも働き、いわゆる「夫婦喧嘩」として片づけてはいけない男女の不平等な構造的問題となり、配偶者等からの暴力は、社会的な問題となっています。

子どもへの影響

子どもに対して直接的な暴力がない場合であっても、配偶者等からの暴力を子どもが目撃することで大き

なストレスを与えます。さらに、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習することもあなどり影響は深刻です。

人権センターにご相談ください！

人権センターでは専門の相談員を配置し、被害を受けている人の相談や支援事業を強化しています。

配偶者等が暴力を振るうことはどんな理由があるうとも間違いです。暴力と決別し、本来の自分を取り戻すためにも、ひとりで抱え込まず、まずは相談してください。

※家庭内の暴力は児童に著しい心理

（※別表）暴力のチェックリスト 暴力には、様々な形態があります。 次の内容は全て暴力です！！

- ながる、ける、かむ、首をしめるなど身体を傷つける
- 物を投げる、日常的に頭や顔をたたく
- 刃物を突きつける、ながる振りなどをして脅かす
- 「バカ、くず、役立たず」などの暴言をまく、大声で怒鳴る
- 「誰のおかげで生活できていると思うのか」と言う
- 実家に帰ること、友達や親族と交際することを嫌がる
- 外出を制限する、または帰りが遅くなると怒る
- 大切な物を壊したり、捨てたりする
- 性行為を強要する、断ると機嫌が悪くなる
- 機嫌が悪いかと思えば、突然優しくなる
- 避妊に協力しない、中絶を強要する
- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 裸の写真を撮る、それを材料にして脅かす（※リベンジポルノ）
- 生活費を渡さない、または少しのお金しか渡さない
- 支出を細かく監視する
- 外で働くことを妨げる
- 隠れて借金をする、または借金をさせる

※リベンジポルノ

離婚した元配偶者や別れた元恋人の裸の写真や動画などをインターネット上に流出させる嫌がらせ行為のこと。平成26年11月行為者への罰則等を規定した法律が成立しています。



相談場所・日時等

人権センター

月曜日～金曜日

（祝日・年末年始を除く）

8時30分～17時15分

☎ 22-7736